2　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、平成24年８月７日から陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書（３⑷の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)により提出すること。
①　提出期限　平成24年８月21日（火）午後５時
②　提出場所　〒020―0021 岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　朝日生命盛岡中央通ビル８階　独立行政法人都市再生機構　岩手震災復興支援局　計画調整第１チーム　電話019―601―6421
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
3　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年10月１日付官報（政府調達第020号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構関東地区(対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」及び「土木設計」の認定を受けていること。
③　当機構関東地区（注　上記②の地区と同じ。)に営業拠点等（注　技術者が１名以上常駐する法人登記又は設立届がなされた本・支店、営業所等の拠点）を有する者であること。
④　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、陸前高田市から指名停止の措置を受けていない者であること。
⑤　以下に示す「同種」又は「類似」業務について、平成14年度以降において受注し、完了した実績（再委託による業務の実績を含む。)を１件以上有すること。
・同種業務　公的機関等において発注された、５ha以上の土地区画整理事業に係る基本設計業務
・類似業務　公的機関等において発注された、５ha以上の土地区画整理事業以外の市街地開発事業に係る基本設計業務
※「公的機関等」とは、国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構（前身の特殊法人を含む。)をいう。
⑥　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていない者であること。
⑦　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
⑵　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により、陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務設計共同体協定書」によるものであること。
4　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　３⑴①の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、３⑴①の認定を受けていない構成員が３⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、３⑴①の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに３⑴①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
5　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
6　資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
7　その他　設計共同体の名称は「陸前高田市今泉地区（嵩上部）基本設計その他業務△△・××設計共同体」(注　△△・××は構成員の名称）とする。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成24年８月７日
総務省大臣官房会計課企画官　梅田　　勉
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量
政府認証基盤の運用・保守の請負　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成24年８月27日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係　担当　及川　聖晴　電話03―5253―5132
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成24年８月７日から平成24年８月27日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ
4　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Operation, Management and Maintenance of the Government Public Key Infrastructure 1 set.
⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 27 August 2012
⑷　Contact point for the notice : Toshiharu Oikawa, nts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications, 1―2 Kasumigaseki 2 chome, Chiyoda-ku Tokyo 100―8926 Japan. TEL 03―5253―5132

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成24年８月７日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長　圖師　修一
◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08
○第24―1211―１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等物品及び数量　防災資機材の購入　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成24年８月28日15時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村村松４番地49　独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話029―282―1133（代）　内線41063
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成24年８月７日から平成24年８月27日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。